

科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会設置要綱

平成 22 年 11 月 25 日
日本学術会議第 112 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、将来の科学・技術を担う、初等中等教育課程の児童・生徒、高等教育課程の学生、ポスドクを含む若手研究者、の育成の方策について、調査審議する。

(組織)

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 23 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。